

第十三回国会 衆議院 郵政委員會 會議錄 第四号

昭和二十七年二月二十一日(木曜日)

午後二時四十分開議

出席委員

委員長 尾関 義一君

理事飯塚 定輔君 理事風間 啓吉君

理事受田 新吉君

池田正之輔君 石原 登君

江崎 真澄君 玉置 實君

坪川 信三君 降旗 徳弥君

牧野 寛策君 山本 猛夫君

田代 文久君

出席國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

郵政事務次官 寺本 齊君

郵政事務官 (郵務局長) 松井 一郎君

郵政事務官 (貯金局長) 小野 吉郎君

郵政事務官 (簡易保險局長) 白根 玉喜君

委員外の出席者

電氣通信事務官(大臣官房) 金光 昭君

審議室長 專門員 稲田 饒君

專門員 山戸 利生君

二月二十一日

委員高木松吉君辞任につき、その補欠として牧野寛策君が議長の名指で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の檢閲に関する件を廃止する法律案(内閣提出第六号)
簡易生命保險法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二号)
郵便貯金法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三六号)

○尾関委員長 これより郵政委員會を開会いたします。

連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の檢閲に関する件を廃止する法律案を議題とし、質疑に入りま

す。質疑の通告がありますのでこれを許します。田代文久君。

○田代委員 共産党としましては、大体こういう檢閲制度が非民主的になされるという点に對しては、もちろんこれは根本的に反對でありますから、これには賛成ですが、これが廃止された後にはどうなるかという点で、非常に危惧を感じるわけです。な

お申しますという点、こういう郵便物の檢閲というものが廃止された後、これに類するような措置という

ようなものはとられる可能性がないかどうかという点を、まずお尋ねしたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 ただいまのような考え方はありません。

○田代委員 これは實際上の問題ですが、私たちは昭和四、五年ごろ共産党の活動に参加しておりました当時、われわれの出す郵便物、あるいは電話なんかは聴取されるとか、それからまた書信が開封されると、それがきわめて巧妙な形で開封されて、中の書いてあることが漏洩するということがあったので、非常に憤慨しておつたわけ

なんです。現在もちろんないとは思ふのですが、かりにこういうことがあるとすれば、これはゆゆしいことなんです。が、こういうことは現在全然ないかどうかという点をお尋ねしたいと思ふのです。

○佐藤國務大臣 現在全然ありません。御心配なしに、信書の秘密、通話の秘密は十分保たれております。

○田代委員 もちろんそうだと思うのですが、實際にこれはそういうあれがあつたので、また最近いろ／＼巷間聞

くの聴取、いわゆる盗み聞きというやうなことがなされておるといふことを聞くわけでありまして、これは特審の方でやつておられるか、どこでやつておられるか知りませんけれども、實際にこういうことがあるという点になります

と、われ／＼は現在の民主化された国家のもので、われ／＼の自由というものは非常に制限されるわけでありま

す。その点をくれ／＼も注意していただかなければならぬし、占領軍のこ

ういう檢閲にかわるものが、今後はつきりできないという点を大臣は今明

言されたので、安心してくれというこ

討論の通告がありませんので、本案についてただちに採決いたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。
(総員起立)

○尾関委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

なお本案に関する報告書につきま

す。委員長に御一任をお願いしたいと思います。が、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○尾関委員長 御異議なきものと認め

ます。さよう決定いたします。

○尾関委員長 これより簡易生命保險

法の一部を改正する法律案及び郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑があればこれを許します。受田君。

○佐藤國務大臣 予算をつくります際には、あらゆるデータのもとにその予算案をつくりまして、その実行を期すことは当然であります。従ひまして、お尋ねのように十八億が十三億程度しかできないのだ、そういうことを前提として予算をつくるようなことは絶対ありません。しかし今回の金額は、これはなまやさしい金額だとは考えられないのであります。その意味において保險關係の従業員の積極的な活動を特に要望しておるような次第でございます。

○受田委員 政府が最初から十八億の予算を立てて、實際は十三億しかできないという、そういう前提のもとに予算が組まれているということ、非常に努力を要するということとは当然であります。が、この点初めて十八億組んだら十八億を目標に、実行もその繰でやるべきじゃないかと思ふのです。

これは保險事業は特殊の性格があるもので、そういうことになるのかもしれないが、十三億くらいしか實際にできないという自衛しか立つていないものを、十八億とちやんと予算を組むということは、これが初めから目標としてやつたものである以上は、十三億くらいしかできないのだというところを考

えるのがいけないのであつて、十八億を斷固としてがんばればいいのじやないですか。十三億という数字が出たのが私はおかしいと思ふのです。

○佐藤國務大臣 十三億云々ということとは私は非常に意外に思ふので、そ

いうことはありませんということをお話ししたものであります。私ども十八億というものは、あらゆるデータからつくり上げた数でございますので、これが私どもが実現を期する金額であるということをお話ししているものであります。今お話しのように十三億しかできないのだ、それより以上に水増しした予算を立てているのだ、こういうことは絶対にないのだということをお話し申し上げた次第でございます。

○受田委員 ちよつと今のことに對する簡易保険局長の御答弁を願いたい。

○白根(玉)政府委員 この前御質問があつた際におきまして、十八億の目標である、その十八億の目標を期してやるといふことを申し上げたのでございまして、ただ募集技術の面といたしまして、一応十三億は最低限にいたしまして、それで経費の面で相当増加する手を打ちまして、十八億を目標にしてやるといふことを申し上げたのでございまして、また十三億でありまして、払込み回数が多いか少いかによつて、実際の収入は出るわけでありまして、十三億を目標にいたしまして、早期に収束する場合と——一月にたくさん入つて来ますと、大体十二回の払込みが出るわけでありまして、それがもし六月以後から出て来ることになりましたと、十八億にいたしまして、十三億の目標と違つた、目標を多くしたために、金額がそう多くなるといふわけではないのであります。従いましてどんなにたい郵政局におきまして、大体十三億を切つてはいけない、しかし余裕のあるところについては、さらに上げるように手を打つといふことを申し上げたのであります、これはわれ／＼と

いたしまして、今大臣がおつしやいましたように、十八億を目標にして努力をしておる次第でございます。一月なり二月までの出ぐあいも割合によくなつておるのでございます。

○受田委員 これ以上議論をすることは差控えます。ただ国家の予算である以上は、十八億と目標を置いたら、当然実行も十八億でなければならぬはずだ。その線で、十三億を最低線とするといふのでは、これは何だか幅があり過ぎて、ちよつと考慮の要があると思ふのですが、もうこれは一応おきます。

もう一つ大臣にお尋ねしたいのは、簡易保険の契約の最高限度を八万円に、郵便貯金を十万円にしたのであります。簡易保険は五万円を三万円ほど増加したにすぎませんけれども、郵便貯金の方は一躍七万円を増額することになつております。この点について今まで双方が互いに最高制限額を引上げて参つたのですけれども、今回急にこの差異がつけられたことに對して、何か郵便貯金の方には大蔵省関係、銀行その他に於いての摩擦が少いといううなこともあつて、十万円を限度とするに支障がなかつたのか。また簡易保険の方は特にそういう問題が考慮されたのか、この二つを比較して、限度の引上げのこの大幅の違ひを御答弁願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 郵政委員であられまので、郵便貯金は郵便貯金、簡易保険は簡易保険とはつきり別してお考え願ひたいと思ひます。その区別してお考え願ひたいと思ひます。その区別を無理やりに結びつけて比較するといふことは、相當の困難があるのでございまして、御承知のように、今のお話

にもありましたが、郵便貯金は一般銀行等との関係におきまして調整の点を考へてみたいと思ひますし、また簡易保険の方は民間保険業者との調整を考へて参るわけでありまして、両者の金額が、かつては郵便貯金は三万円であつたものが今十万円になり、簡易保険は五万円であつたものが今八万円になる。どうも上げ方が簡易保険は少なくて郵便貯金の方は多いじやないか、こういうお話は、比較にならないもの無理やりに結びつけられた感じがいたしますのであります。私どもが今いろいろ限度等を引上げるに際しまして、それぞれの関係する民間機関等にも考慮を払つてはおりますが、銀行の現状、また保険業界の現状は、必ずしも同一ではないのであります。この引上げ率のたゞだま申し上げるような差がでるのには當然かと思ひます。

○受田委員 比較することのできない対象を比較するといふことに例をおとりになつておられましたが、もちろんこれは郵政省の二つの大きな国家事業であつて、この積立金はいずれも資金運用部に行くという点では、まづ兄弟である。つながらないものではないので、この間密接な関係があるものであることは大衆がよく知つておるので、大臣が比較の対象にならないうと仰せられるのは、少し見当違いじやないかと思ふのです。郵便貯金というものは、やはり大衆の零細な資金の吸収に間違ひありません。簡易保険もまた同様であります。その点では性格は非常に似通つておる。そうして同時にこれが郵政省の所管に入つて、互いに切磋琢磨して今日に至つておるという点では、これは兄弟だと思ふのです。従つて郵便貯金の最高制限額を十万

円に引上げることに對して、銀行その他の摩擦をなくするようにしてやるといふことに對しては、これは非常にけつこくだと思ひますが、簡易保険の方は——ここにも傍聴に来ておられるが、民間保険の方でも相當の要望もあつてのことです。従つてこの点民間企業を圧迫せぬ立場から八万円にしたと、きのうお言葉があつたのです。そういう点で経済界の情勢に於いてこの限度が引上げられたと思ふのであります。が、貯金の方は大衆資金の吸収に際して、一般銀行業者がこれに反對しなかつた、これに對してあまり空氣が悪くない。簡易保険の方はその点で相當の圧迫が外部からも、民間業者の方からもあるといふ点が幾分手伝いましたかどうか、その点の御答弁をいただきたいのです。

○佐藤國務大臣 郵便貯金の方で、特に私どもが民間銀行業界との間で調整をはかるべく考へましたのは、金利でございます。限度の問題ももちろんありますが、最も重点を置いて参つておるのは実は金利でございます。金利の点につきましては、銀行の方の金利は今まで数回にわたつて改正を行つて来ている。そうして郵便貯金の方は長い間すえ置かれておりまして、この関係において非常な懸隔を生じて来てゐる。しかも郵便貯金は銀行と比べてみますと、その貯蓄自身は非常な恒久性と申しますか、長期性を持つのであります。そういうような点から考へまして、まず第一に民間と調整をとるのはその金利の点にあると、これに非常に力を入れた参りまして、今回の改正で銀行の金利とはば調和がとれるように相なつた次第であります。限度そ

のものの問題は、簡易保険におけるような非常にむずかしい問題は、郵便貯金においては比較的にないのであります。またいづれ御審議をいただき、皆様方からも金利についてのいろいろ御批判があるだらうと思ひますが、私どもの取扱ひとしては、特に重点を置いたものが金利にあつたといふ点を御了承願ひたいと思ひます。

○山本(経)委員 郵政大臣にお尋ねをいたします。新聞紙上あるいはその他で目下巷間伝えられております行政機構改革の話題の中に、郵政省もまた取入れられてゐるやに伺ふのであります。が、はたしてこのような問題が政府当局において取上げられて、御検討を加へられておりますかどうか、これを承りたいのでございまして、私どもは、郵政省の仕事はひとりで八千万の問題ではなくて、人類二十億を對象としておる事業でありますだけに、現在の機構をより拡大されるなり、あるいはより充足されるなりして、さらに人類二十億の幸福と隆昌のために郵政省の仕事は貢献されなければならぬ、こゝろ確信しておるのであります。そのやさきに行政機構の改革といううな話題の中にこれもまた投入せられて、そうして各省の廃合が行われるといつたようなことは、私どもにとりましては納得の行かない点であります。はたしてさうな事柄が現在政府当局でお取上げになつて、御検討を加へられておりますやいなやをお尋ねいたします。

○佐藤國務大臣 新聞にしばしば報道されております行政機構改革の案そのものは、行政管理局の案として一応あつたのであります。しかしまだ閣議等

年の考え方をお取上げになつて、それを何くれとお世話になつておられますことは、敬服に値するのでありますが、これを、徹底的に御後援をなさるとか、御指導をなさるとか、さようなことを考へておありになつて、これらに關

する予算を二十七年度の予算のどこかにおとりになっておりますかどうかを承つておきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣　ただいまのお話のように、郵便業務には国境はないのであります。またお話にありますように、郵便に關係される方が国境を越えて非常な親交を結ばれるというお話もしばしば聞くのであります。その点は特に

切手収集というような観点で結びついているものも非常に多いのであります。せんだつても郵政省の大先輩であ

が、先生が二十四、五歳のころでしよ
うか、その時分に自分はドイツに行つ
ていたが、切手の交換ということで非
常に友人をつくつた。そして長く交友

関係が続き、自分の活動する上において非常な仕合せを得たというお話がありました。そういうような実利的な事柄もあるだろうと思いますが、それ上

ら結びつきができ、その結果が文化の交流になるのか、あるいは意思の疎通をはかるとかいうことは、しばしば見受けられます。そこで郵政省に

おきまして、かねてから国内において郵便友の会というものが発足いたし、この友の会を通じて国内各地間の子供同士のつながりを非常につけて参つた。

ものであります。その問題に、たまたま、

次官の際に外国に使ひされたその機会に、各国、たとえばイタリアを初め、ローマ法王庁であるとか、あるいはフランス、英国、米国等の各郵政長官等ともお話し合ひされまして、これをさらに国際的な発展にまで持ち上げて行くという強い願望を披瀝され、各国の長官諸氏の心からなる賛同も得られてお歸りになつておるのであります。私どもは日本の種の国際的運動、しかも敗戦後の日本の国内からかような意味の運動が展開され、そして各国の協力を得ることは、まことに欣快この上もないと存じておる次第であります。この意味におきまして、この種の運動につきましては、郵政省としてはぜひとも積極的に協力、後援をいたしまして、これが一層發展することを念願いたしておる次第であります。本月の二十三日におきまして、この種の催しをいたすことになつておるのであります。御承知と思ひますが、今年はわが国の郵便が万国郵便連合に加入いたしましたからちやうど七十五年目に當つておるのであります。去る十九日が七十五年の記念日に當つておりますので、記念祝典を挙行いたしました。この行事の一環といたしまして、ただいま御指摘の郵便友の会、これを積極的に推進して参る、かような意味で特別に二十三日にこの種の催しをいたすような次第でございます。ただこの郵便友の会そのものを考えてみますと、ただいままでは郵政省自身が首頭をとつてやつておるのでありますが、私ども考へてみますのに、この種の運動は、郵政省が積極的に後援すること、これはもちろんであります。が、やはり民間団体として、特に郵便業務に理解の深

い方によりましてこの種の団体が結成され、そしてその団体の手を通じて、さらに国際的に発展して行くことが最も望ましいことではないかと考えまして、種々企圖等をもくふういたしておるわけであります。山本委員におかれましては特に御因縁の深い方でありまして、従いましてこの種の運動につきましては一層の御批判を賜わり、また積極的な御推進もぜひともお願いをいたしたい、かように存じておる次第でございます。公式の委員会の席上におきまして山本委員の名前をあげましたこと、たいへん恐縮に存じまするが、皆様方もすでに御承知のことだと思ひますので、その点を率直にごひろう申し上げ、さらに積極的な御活躍をお願いいたしておく次第でございます。

○山本(延)委員 御懇切なお答えでありますが、問題は二十七年年度の予算の中に、これらを助長伸達せしめるための予算を郵務局長さんがおとりになつておられるかどうか。昨年ローマに会議がありまして、私は他の代議士らと一緒に参りましたあと、イタリヤ、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ等の関係者の方々にお目にかかりまして、世界郵便友の会をつくることをお約束して帰つたのでございます。ことにアメリカのドナルドソン郵政長官ののごときは、これをまつすぐにお取入れになつて、すでにワシントンには相当巨大な推進力を示して行こうとする事務局をおつくりになつたと伝え聞いておるのであります。私も議員仲間におきましても、私と同期の政務次官をやりました者たち全部、現在国務大臣をされております当時の官房長官岡崎君、副長官の菅野君たちも加わりまし

て、終戦後外地へ行つて帰つて参りました衆参兩院の議員全部が創立委員になつて、そして郵政省の今おやりになつております郵便友の会を御後援申し上げようという財団をつくらうといたしております。これは社会党にあります。これは淺沼稻次郎君、土井直作君などにも呼びかけましたところ、社会党の終戦後外地へ行つて帰つて来た全員の、方々が大賛成、改進黨におきましても、推熊君その他の終戦後外地へ行つて帰つて参りました議員の方たちも大賛成、わが自由党におきましてもむろん大賛成であります。郵政省が苦心さされたんでせられて御助成をなさつて、今日までに五十万に近い程度の郵便友の会をおつくりになつたものを、郵便友に基礎づけて行くための後援団体をつくらうといはしております。かようにいたしまして、国会の終戦後外地へ行つて帰つて参りました者たちが、全部をあけてこの問題を取上げております。さ中でもありますので、他分郵政省は二十七年度の予算のどこかで予算をなすおとりになつて、おやりになつてゐるのじやないか。予算面を見ますと、數目にはさようなものを拜見すること、ができませんが、予算の実行をなされる部面、かようなものをどだけの數字をおとりになつておりますか。もしお話をできましたら、松井郵務局長からその數字を明確にお知らせいただきます。とうございます。

○松井政府委員　ただいま山本委員から、郵便友の会に対する非常な御好意のあるお話を承りました。私たちもできるだけこれを育成して行きたいと考えておるのですが、いろ／＼な予算の技術上の関係もありまして、正

面切つてこれを予算の款項その他にあ
げてはおりません。しかし私ども従来
からでもできるだけ予算の許す範囲内
において、これの育成助長をするよう
に使つて来たつもりであります。今後
もまたそういうふうによつて行きたい
と思つております。ただいまお話の実
行の面において、どれくらいというお
話でありますか、実はまだ予算案も通
過しておりませんが、私どもとして
も来年度の具体的計画というものに
まで入つておりません。ここで数字
に申し上げる時期に達しておりません
から、その点御了承願いたいと思ひま
す。

○佐藤國務大臣　ただいまの松井君のお話では、なか／＼山本委員は御満足行きかねると思いますが、ただいま申しましたように、予算はせつかく審議中であります。友の会の発達につきまして積極的な支持をいたし、その金額そのものにつきましても、予算の実行案をつくります際には、十分責任を持つということを私この席におきましてお約束いたしておきたいと思ひます。

○山本(延)委員　なるほど実行予算に
関しましては、現在具体的にはなり得
ないと考えるのでございますが、私
ほどの程度の御想定をお持ちになつてお
るか、伺つたのであります。ただいま
の大臣のお話によりまして、たいへん
に御誠意のありますることに敬服す
るのであります。

さらにお願いを申し上げておきたいのでありますが、現下の国際情勢はどいうあらうとも、行く／＼の人類生活は、世界のびようぶを取去つて、世界の薩摩置県が断行されて、人類二十億が三十億になつても、すが／＼しい戦争のない段階に入つて行きましようことは

合に青少年たちが、世界のすみゝにまで一生懸命になつて兄弟以上の友人をつくらうとしております。スカンジナビア、リオデジャネイロ、ワシントンあるいはパリというように、一生懸命に子供たちが兄弟以上の友達をつくらうとしております姿を見ますと、この青少年たちがわれゝの年配に達するころには、全世界のすみゝまで親しく、りつぱなお友達をつくつて、人類平和のために貢献するであらうことは、まごう方なき事実でありますから、今の郵政大臣の御熱意のほどにはまことに敬服するものであります。どうか一般の御関心をここに集められて、郵便友の会の伸達のために御努力をお願いしたいと思います。

申し上げておきたいと思ひますことは、郵政事業が重大なものであることは申し上げるまでもございません。ところが郵政従事員は、かりに法律で定員が減りましたも、二十数万という膨大な従事員を持っております。私どもはこの人類全体を対象といたしまする作業に携わる者には、相当程度の教養の基礎がなければならぬと思うのであります。郵政大臣はこの膨大な郵政従事員のために、教養を高める基礎として、郵政大学をおつくりになる御意思はないかどうか、承つておきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣　お説のように従業員の地位が向上いたさなければ、利用者の国民に対しまして十分のサービスができなくなります。また多数の従業員を擁しておりますだけに、向学の志の非常に強い青年も多いのであります。

す。そこでたゞいままで職業教育には非常な力を入れて参つておりますが、どうもこれだけでは不十分でございまして、さらに一般の職業を職場を通じて高める、人格の陶冶をする、かような制度をぜひとも設けたいというところで、積極的に教育制度の整備にも努力をいたして、おる次第でございます。ただ最近の学制等の問題もありませんで、過去におきまされるような学制はなかなか創設することが困難であります。文部当局におきましても、事業の特殊性等につきまして多大な理解を得ておるやに感ぜられますので、ただいまお話しになりましたような方向、ただちに大学というものを申しますか、あるいは別といたしまして、一層教育の面で、職業教育ばかりでなしに、その範圍を拡張した教育をする機關を整備するという方向で、いろいろ研究を進めておるような次第でございます。

○山本(猛)委員 だしぬけの御質問のようでありますから、これ以上お尋ねをいたすことを差控えますが、どうか郵政省にさらに人材を吸収されるため、また郵政従業員の教養向上のために、現在の郵政研修所を卒業された方たちが学び得るような、たとえば短期大学でもつけようであります。さような教養機關を設けられるように御研究をお願いいたします。

○佐藤(國務大臣) 警察ですらと申し上げては言葉にあらがふかもしれませんが、私は人口を對象にして申し上げるのではありません、日本の警察は八千万の人口を對象にして、治安維持の任に當つております。郵政省は人類二十億を對象にして商売をやつておるといふ

ことから申しますと、警察ですら警察大学をお持ちになつておる現状でありますから、どうか郵政省は全人類を對象にしております商売向上のために、郵政従業員の教養を高めて、一段と郵政省にも人材を吸収せられますように、郵政研修所の上にさらに教養機關をおつくりになるようにお願いを申し上げます。

○田代委員 大臣に一つだけお尋ねしたいのですが、きのうの質問に對する政府側の答弁によりまして、簡易保険の超過契約に關する内容がある程度わかつたわけでありまして、實際どれほどやつておるかということ、は、もちろん政府はわからないのです。けれども、その量なされておることは事實であるし、被保険者に事故が起つた場合に、これに對してに二十万円入つておつても、政府が二十万円を支拂う、また實際支拂つておるといふことも、はつきり答弁された次第であります。私はこの点に關しましては、まだ疑念を持つわけでございますが、こういう超過契約に對する取扱ひなり、あるいはまたこういうことが實際上行われておること、對しまして、大臣はこれを正しいとお考えになつておるか、あるいはそうでない、しからずと考へておられるか、その点を御答弁願ひたいと思ひます。

○佐藤(國務大臣) 保險契約の超過契約と申しますか、あるいはそれが限度を越して、かような意味におきまして、いろいろ問題が起きていることは、ただいま御指摘の通りであります。もちろん私も法律によりまして保險業務を遂行いたしますので、法律を守つて行くことは当然であります。であ

る業務を遂行いたしますので、法律を守つて行くことは当然であります。であつて、過去におきまして超過契約をいたした分につきましては、当然郵政省、困自身が責任をもつて処理すること、もちろんであります。加入者の方々に御迷惑をかけるようなことがあつては相ならないのであります。従ひまして昨日も事務当局から、これらの点につきましては誤解がないように、すでに契約されましたものについては、もちろん責任をもつて跡始末をするというのを申し上げておるわけでありまして、しかし、この種の事情が放任されることはいかにもないこと、もう御指摘をまつまでもないこと、従ひまして事務當局はもちろんであります。けれども、嚴重に取締りまして、將來におきましてかような過誤が起らないように、最善の努力をいたして、おる次第でございます。なおこの問題につきましては、民間の保險業の従業員組合の方から問題が提起されておりました。その間に調整をはかると申しまして、十分話し合ひをつけないければならぬやうな事態にすでになつておるのでは、今日の現場職員に對するわれわれの指導よろしきを得ますならば、今後この種の問題は解決いたしまして、この種の過誤は起らないではないか、かような考へ方をいたしております。

○田代委員 私はただいまの大臣の御答弁は、はなはだ不満でございます。實際上におきまして、現在御答弁なさつたやうな形で、他の問題が処理され、というやうなことをかりに仮定いたしますと、すでに既定事実というものを

を實際上においてやつてしまつておる。そうしてその後におきましてこれに對して、責任は國民に對してとりますといふことになるかもしれませんけれども、事實上において、これは大臣自身が御説明いたしまして、これは、これはつきり法律上の用語で申しますならば、明らかにこれは違法行為であることは間違いないと思ひます。たとえば人を殺した場合には、その殺人がはつきりした殺人計画によつてなされたことであらうと、あるいは偶然になされたことであらうと、殺人という事実そのものは、いかなるものであつても、實際に於けるこの超過契約といふことが多量になされておるといふ事實そのものは、嚴然たる事實であります。と、國民に對してこれに對する責任をとることはもちろん當然でありますけれども、それだけでは問題は解決しないのではないか、つまりこういうことがなされておればこそ、實際においてこれが民間の生命保險といふものを非常に圧迫して、ここに大問題があるのではないかと思ひます。を得ないし、また事實はさうであらうと思ひます。従つて私がはつきり念を押したいことは、つまり政府自身は、この超過契約そのものを、その意思のいかんに関せず、脱法行為、違法行為として正式に承認されるかどうかといふことである。

それからこの超過契約に關する問題でもございしますが、これはきのうも局長なんかの御答弁によりまして、また先ほどの大臣の御答弁によりまして、現場の従業員の指導よろしきを得るならば、今後こういうことが起らないと思ふという希望の御意見を述べておられますけれども、今までのやう指導をなさつたから、實際上におけるやういふ過誤、こういう違法が出たのか。それに対しては今後取締りを非常に強化いたしますといふことばかり、再三繰返されたのであります。ところが實際に於けるこの超過契約といふものは、どうして起つておるかという根本原因は、非常に苛酷な罰金を従業員に課する。それに對して実績が上らなければ、非常に成績が上らないといふことを言われて、その人の給料に非常に影響するとか、あるいは首に影響するとかいふやうなことになるので、そこにこの超過契約をどうしてもやらなければならぬやうに従業員は追ひ込まれたであらうと私は想像する次第であります。従ひまして今までの実績から見ても、また今までの現場指導の現状から申しましても、私はこういうことでは解決はできないし、事實民間資本——民間生命保險を非常に圧迫して、おる。そうしてその問題は一つも解決されておらないといふことを、はつきり申し上げる次第であります。と、かくこれがはつきり、脱法行為であるか、違法行為であるかどうかといふことを、お認めになるかならないかを私は御答弁願ひたいと思ひます。

○佐藤(國務大臣) 共産黨の田代委員の御質問は、民間事業と簡易保險との競争の点を特に大きく取上げられるのか、あるいはまた従業員の職務が非常に苛酷であるといふ点をお取上げになるのか、その理由とされるところが、まことに私には不明確であります。私は先ほど来のお答で、十分その間の事

を

情は御了承になつておることだと思ひます。私も正しいことであるならば、何ら取締る要はないのであります。ただ問題は、この種の保険契約と申しますものは、国民生活なりまた私法的な関係の契約であります。従いまして、例にとられました殺人云々、こういうような問題と比較されることはまことに心外であります。過去におきまして契約が結びつばに有効に成立したといひますれば、その責任を政府がとるのは当然のことである。この過去の問題につきましては、政府が当然その責任をとるということである。責任をとらないということがありますれば、これはたいへんな問題だ、ことに私法的な関係の契約と考えますならば、その意味におきまして十分に処置を考へて行かなければ、国民も安心が行かないと思ひます。将来におきまして、この種の過誤が起らないように十分指導すること、これは当然私どもの責任であります。この点は別に誤解はないことだと思ひますが、従業員に対する仕事量の量し方という問題はあります。また将来におきまして、十分の指導監督が行き届きますならば、過去において生じたようなトラブルも、またここに出て来ることはないのではないかと、かように実は考へておる次第でございます。

○田代委員 大臣は私のお願ひした答弁を巧妙にそらされたわけでありまして、大臣は民間保険の問題と、それから従業員のオーバー・ロードに関する問題と、どちらに焦点を置いているか、一向はつきりしないのだと申されましてけれども、非常に頭のいい大臣が

こういうことをチャンボンにして、逆に私に迫られることは、非常ににつけに感ずる次第であります。問題の焦点は非常につきりいたしておるのであります。事実民間の生命保険が、これによつて圧迫されておることについてはつきりしておる。これに対する国家の政策として、特に自由党なんかは自由経済を主張されるわけでありまして、民間産業をいかに育成するかという点で、おそらくこれは急先鋒に立つておるわけである。またそうでなければならぬはずであります。従いまして当然政府といひましては、そういう民間産業の育成、あるいはそれに對する協力といふことは、全面的に入れた参らなければならぬ。事実そういう超過契約そのものが、明確に民間の生命保険を圧迫していることは、もう否定できないと思ひます。非常に頭のいい大臣なんですから、これを一緒にそろしてしまつておるが、これの責任をどうされるかといふことを言つておるのである。それからまた第二の問題につきましては、従業員が非常に苛酷ではありますまいかといふことはつきり御答弁なさいましたけれども、大臣は郵政関係の従業員に直接お会いになつて、これは苛酷であるかどうかといふことをお調べになつたかどうか、私は何回もお会いいたしました。それで非常に苛酷であるといふことを、現実にやつておる人が私に訴えております。従いましてこの非常にこまかい問題につきましては、後ほど次官なり、あるいは局長なりにお尋ねいたして、はつきりさせたいのであります。そのそらされました民間産業に対する責任、それとこの全体とひつくるめまし

てのそういうことが脱法であるか、違法であるかという点に対する見解を、あらためて私ははつきりさしていただきます。

○佐藤國務大臣 この業務が非常に苛酷であるといふことを共産党の代議士である田代さんが知つていて、郵政大臣である私が知らないとは、ずいぶん意外なお話を聞くのであります。私は郵政省を責任を持つて統括いたしております。共産党の田代議員はそういう直接の御関係はないと思ひます。

○田代委員 いや、あります。

○佐藤國務大臣 私は部内から直接末端の職員から聞かなくとも、それだけの機構を通しまして、責任をもつてお答えし得ることでありまして、この席は公開、また最も大事な席でありますので、責任をもつて申し上げます。しこうしてただいまのお話であります。この点は過去におきまして、いろ／＼超過契約の問題がやかましくなつておるのであります。従いまして私ども責任をもつて、十分取締つて参るということをお願いしておるわけでございます。

○尾関委員長 田代さん、ちよつと御相談ですが、実は分科会の方を待つてもらつて、あなたの質問のために飯塚さんの質問もやめてもらつたのですから、大臣に対する質問でしたら後日にしていただきたいと思います。

○田代委員 承知しました。

○尾関委員長 本日の質疑はこの程度にとどめ、明二十二日午後一時より開会いたします。

これにて散会いたします。
午後三時四十六分散会

〔参照〕

連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕